

# 福岡県公報

令和5年9月5日  
第428号

## 目次

### 告示 (第568号 - 第573号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 都市公園に係る使用料の徴収事務の委託 (公園街路課) ..... 2
- 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の許可の申請の概要 (環境保全課) ..... 2
- 鳥獣捕獲等事業の変更 (経営技術支援課) ..... 4
- ### 公 告
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ..... 4
- 県営住宅敷地内放置車両に係る公示 (県営住宅課) ..... 4
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 5
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 5
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) ..... 5
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) ..... 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 6
- 市の換地処分 (農村森林整備課) ..... 6

## 告 示

### 福岡県告示第568号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年9月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	福岡早良線 大野城	糸島市高祖946番1先から 糸島市高祖947番1先まで

### 福岡県告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	国道	200号	前	嘉穂郡桂川町大字九郎丸633番1先から 嘉穂郡桂川町大字九郎丸630番1先まで	29.8 ～ 36.8	23.9
			後	嘉穂郡桂川町大字九郎丸633番1先から 嘉穂郡桂川町大字九郎丸630番1先まで	25.1 ～ 25.9	

### 福岡県告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道		筑紫野 古 賀 線	前	糟屋郡宇美町ゆりが丘四丁目2454番5先から 糟屋郡宇美町宇美東一丁目2605番3先まで	6.5 ～ 107.8	1690.0
			後	糟屋郡宇美町ゆりが丘四丁目2454番5先から 糟屋郡宇美町宇美東一丁目2605番3先まで	6.5 ～ 70.8	1690.0
			後	糟屋郡宇美町ゆりが丘四丁目2454番5先から 糟屋郡宇美町宇美東一丁目2605番3先まで	25.8 ～ 119.0	1590.0

福岡県告示第571号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、都市公園に係る使用料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
東公園	福岡市博多区板付五丁目11番2号	東洋緑地建設株式会社	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
西公園 大濠公園（大濠公園能楽堂を除く。）	福岡市中央区大名一丁目4番1号	にしてつG・いしはらD公園管理団体（代表団体 株式会社西鉄グリーン土木）	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
名島運動公園	宗像市日の里二丁目11番地1	宗像緑地建設株式会社	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く。）	福岡市博多区博多駅東三丁目1番26号	株式会社日比谷アメニス九州支店	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
春日公園	福岡市南区長丘三丁目13番27号	木下緑化建設株式会社	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
中央公園	北九州市小倉北区下津五丁目9番22号	岡崎建工株式会社	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
筑豊緑地	福岡市中央区高砂二丁目10番1号	みどりの環・筑豊（代表団体 株式会社設備保守センター）	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
筑後広域公園（筑後広域公園芸術文化交流施設を除く。）	筑後市大字長浜2090番地7	筑後広域公園振興事業団（代表団体 株式会社アクセス・ジャパン）	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
筑後広域公園芸術文化交流施設	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号	ちくごJ R芸術の郷事業団（代表団体 J R九州エージェンシー株式会社）	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

福岡県告示第572号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のように告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和5年9月5日から令和5年9月26日までの間、福岡県環境部環境保全課及び苅田町環境課において公衆の縦覧に供する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
住 所 宮若市上有木1番地  
名 称 トヨタ自動車九州株式会社  
代表者の氏名 代表取締役社長 永田 理
- 事業場の所在地及び名称  
所在地 京都郡苅田町鳥越町9番2  
名 称 トヨタ自動車九州株式会社苅田工場

## 3 設置しようとする特定施設に関する事項

種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の65に掲げる施設（酸又はアルカリによる表面処理施設）		
能力	1.8分／個		
工事着手予定年月日	許可後		
工事完成予定年月日	許可後		
使用開始予定年月日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	16時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
特定施設の使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	－	8～12
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	－	5,000以下
	化学的酸素要求量（mg/L）	－	6,000以下
	浮遊物質質量（mg/L）	－	500以下
	窒素含有量（mg/L）	－	1,290以下
	りん含有量（mg/L）	－	50以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	－	12,000以下
	大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ）	－	2,000以下
	汚水量（m <sup>3</sup> /日）	－	1.7

## 4 設置しようとする特定施設から排出される汚水等の処理に関する事項

種 類	総合排水処理場
型式	生物処理を主とした複合処理方式
構造	コンクリート構造及び鋼鉄構造
主要寸法	35m×20m、25m×10m

能力	900 m <sup>3</sup> /日				
処理方式	生物処理を主とした複合処理方式				
工事着手予定年月日	既設				
工事完成予定年月日	既設				
使用開始予定年月日	既設				
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間				
使用時間の季節的変動の概要	なし				
汚水等の処理施設の使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～10	6～10	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	26	70	8	10
	化学的酸素要求量（mg/L）	25	85	12	15
	浮遊物質質量（mg/L）	53	65	16	20
	窒素含有量（mg/L）	14	25	12	15
	りん含有量（mg/L）	5	7	0.8	1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（mg/L）	11	25	2	2
	大腸菌群数（個/cm <sup>3</sup> ）	－	－	10	100
	汚水量（m <sup>3</sup> /日）	720	900	720	900

## 5 排出水の汚染状態及び量に関する事項

事業場から排出される排出水の排水口		排水口	
当該排水口における汚染状態の通常の値及び最大の値	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	6～8	6～8
	生物化学的酸素要求量（mg/L）	8	10
	化学的酸素要求量（mg/L）	12	15

浮遊物質量 (mg/L)	16	20
窒素含有量 (mg/L)	12	15
りん含有量 (mg/L)	0.8	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	2	2
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	10	100
排出水量 (m <sup>3</sup> /日)	720	900

**福岡県告示第573号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定に基づき、令和5年7月7日付けで鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のように公示する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

事業者の名称	住所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

**公 告****公告**

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 放置車両の形態等

放置場所	糟屋郡志免町坂瀬10番地 福岡県営坂瀬住宅10棟横集会所付近
撤去通告貼付けの日	令和5年6月15日
メーカー名	HONDA
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	志免町 う 186
所有者	不明
車名	g i o r n o
塗色	シルバー
車台番号	不明
使用者	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 TEL 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 TEL 092-713-1683

**公告**

県営住宅の敷地内において、下記の放置車両を発見したので、次のとおり公告する。  
この車両は、県営住宅用地の管理に支障を来しているので、この車両の所有者等は、速やかにこの車両を撤去してください。

なお、この公告は、この公告の日から2週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなし、この公告の日から3箇月経過した後に、県はこの車両を撤去するものとする。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 放置車両の形態等

放置場所	糟屋郡志免町坂瀬16番地 福岡県営坂瀬住宅16棟横駐輪場
------	---------------------------------

撤去通告貼付けの日	令和 5 年 6 月 15 日
メーカー名	H O N D A
種別等	原動機付自転車
自動車登録番号等	福岡市東 ひ 9343
所有者	不明
車名	D i o
塗色	灰色及び黒色
車台番号	不明
使用者	不明

## 2 連絡先

福岡県建築都市部県営住宅課業務係 T E L 092-643-3741

福岡県住宅供給公社福岡管理事務所 T E L 092-713-1683

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営森畑地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 5 年 9 月 5 日から 令和 5 年 10 月 4 日まで	糸島市役所

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営荒牟田地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 5 年 9 月 5 日から 令和 5 年 10 月 4 日まで	糸島市役所

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営中浦地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 5 年 9 月 5 日から 令和 5 年 10 月 4 日まで	糸島市役所

## 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

令和 5 年 9 月 5 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 変更しようとする都市計画の種類

福岡広域都市計画区域区分

## 2 開催の日時及び場所

ア 日時

令和 5 年 9 月 29 日（金曜日） 午後 7 時から午後 9 時まで

イ 場所

糸島市役所 新館 5 階 1 号会議室（糸島市前原西一丁目 1 番 1 号）

## 3 都市計画の案の概要及び閲覧

## (1) 福岡広域都市計画区域区分の変更の案の概要

市街化区域及び市街化調整区域の区分を、(2)の場所で閲覧する計画図表示のとおり変更する。

## (2) 閲覧

令和5年9月6日（水曜日）から9月19日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び糸島市都市計画課において公衆の閲覧に供する。

## 4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和5年9月19日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

## 5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

## 6 その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市大板井字外輪崎405番1から405番3まで、405番12から405番44まで、407番2、410番13から410番18まで及び413番1から413番44まで、字笹牟田391番16及び391番17並びに字浦田904番2、904番6から904番11まで、905番4、905番7、905番13から905番17まで、906番12及び906番13並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の一部

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区古門戸町5番1号

株式会社C & C

代表取締役 行武 忠孝

**公告**

市町村から、次のように換地処分をした旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年9月5日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良事業の事業主体名	換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市	朝倉市古毛・須川 (妙見川流域第三地区)	令和5年7月25日